

税法入門

第44回 生命保険金を遺族が年金で受け取る場合、相続税に加えて年金部分に所得税は課税されるか（原審と異なる判断）

—本連載第21回の事案の控訴審判決—

税務特別委員会副委員長 原口 昌之（52期）

事案の概要

Aが自分を契約者兼被保険者とし、妻であるXを受取人とする年金払生活保障特約付終身保険に加入していたところ、保険事故（Aの死亡）の発生により、Xは、約定に基づき一時金に加え10年間毎年一定額の年金を受領することとなった（Xに発生した当該保険に係る年金受給権を以下「本件年金受給権」といい、本件年金受給権に基づきXが毎年受領する各年金を以下「本件年金」という。）。

Xは、10年分の年金受給額総額に相続税法24条1項1号で定められた率（100分の60）を乗じた額を相続財産に含めて相続税の申告を行った一方、第1回分として受領した本件年金については、所得税の確定申告において申告しなかった。

これに対し、税務当局が、所得税に関し、本件年金から必要経費（＝対応する支払保険料）を控除した金額を雑所得とする増税更正を行ったことから、Xは、その取消しを求めて訴訟を提起した。原審では納税者の主張が認められた。

基礎知識

- ① 被相続人が保険料を支払い自らを被保険者とし、相続人を受取人とする生命保険に係る死亡保険金は、民法上相続財産にあたらないが、相続税法上みなし相続財産として相続税の課税対象になる（相続税法第3条1項1号）。
- ② 相続により取得した財産（みなし相続財産を含む。）について、相続人に所得税は課税されない（所得税法9条1項第15号）。
- ③ 受取人自身が保険料を負担していた生命保険金を年金の方式で受け取る場合、年金を受け取る度に10%の源泉徴収がなされ雑所得として所得税及び住民税の課税対象となる（所得税法施行令183条等参照）。

争点

本件年金受給権及び本件年金に関する相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号の適用関係

原審判決

●長崎地判平成18年11月7日

原審の判示は、大要、以下のとおりであった。すなわち、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産と実質的、経済的に同一とみられる所得については、所得税法9条1項15号によって、所得税を課税することはできない。本件年金受給権は、XがAから相続により取得したのと同視すべき関係にあり、相続税法3条1項1号の適用がある。本件年金は、本件年金受給権が取り崩されたものと考えられる。相続税において本件年金受給権について将来受領する本件年金の現在価値で評価し、かつ所得税において個々の年金に課税することは、実質的・経済的に同一の資産に関し二重課税するものであり許されない。

控訴審判決

●福岡高判平成19年10月25日

「所得税法9条1項15号が、相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。」

「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法第3条1項1号にいう『保険金』は保険金請求権を意味するものと解される。

そうすると、相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権ということになる。」

「被控訴人は、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、その取得は相続税の課税対象となる。」

「本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。したがって、本件年金に係る所得は所得税の対象となるものというべきである。」

「本件年金受給権の取得と個々の年金の取得とは、別個の側面がある。まず、後者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、将来の特約年金（年金）を受け取るものであるが、これは、被控訴人が自ら年金契約等の定期金給付契約を締結して自ら掛金を負担し、年毎に年金等の定期金を受け取る場合と異なることなく、いずれについても所得があるのである。そうすると、両者を区別することはできず、これらの所得は所得税の対象となる。そして、前者についてみると、被控訴人は、本件保険契約において、自ら保険料を支払ったものではないのに、Aの死亡により、本件年金受給権を取得したのであるから、これは、前者とは別個に相続税の対象となる。このように考えると、本件年金受給権の取得に相続税を課し、個々の年金の取得に所得税を課することを、二重に課税するということはできない。」

コメント

控訴審判決では、原審判決と異なる判断が示された。年金方式で受領する生命保険金は一種の定期金のようなものであり、定期金総額の現在価値に相当する評価額を基礎に相続税が課され、かつ、各定期金に所得税が課されるとすると、各定期金は定期金総額の取崩しにすぎないことから、二重課税を受けているとの印象を持つ。原審判決はこの点を重視したように思われる。

これに対し、控訴審判決は、所得税体系と相続税体系における保険金の課税根拠を重視したように思われる。

すなわち、所得税は価値が稼得されたという事実に着目して課される税である。これに対し、相続税は、相続を原因として財産が移転したという事実に着目し

て課される税である。

保険金にあてはめると、払込保険料と受取保険金との差額が価値の稼得分であり、この差額に対し課されるのが所得税である。これに対し、被相続人が保険料を負担した保険に係る保険金受領権が、相続を原因として相続人に移転したと同視できるものとして、その移転した保険金受領権（＝資産）の評価額に対し課されるのが相続税である。

このような理解を前提とすると、本件年金受給権の評価額（＝現在価値）に対する相続税の課税と、本件年金の価値稼得部分に対する所得税の課税とは何ら二重課税の関係にないとも考えられる。

これは、相続で取得した不動産を売却した場合に相続税とともに譲渡所得税が課税される場合に類似しているかもしれない（もっともこの場合、譲渡所得税の計算上相続税を取得費加算できる特例がある点に留意が必要である。）。

なお、控訴審判決に従った取扱いに対しては、生命保険金を年金方式ではなく一時払いで受領したときには所得税が課されないという実務の取扱いと整合性がないとの批判があろう。一時払いであっても支払保険料と受取保険金との差額として稼得された価値はあるからである。この点について控訴審判決の結論の立場からすると、一時払いの場合には受取人に恩恵が与えられている（あるいは、この点に関し法の不備がある。）と理解することになるうか。

当委員会内でも、原審判決の結論に賛同する意見が少なからずある。

いずれにしても、本件は納税者側により上告兼上告受理の申立てがなされたとのことであるので、その結果が注目される。

参考文献

- 小林弘弘著「個人年金保険（生命保険）に係る所得税及び相続税・贈与税について―長崎地裁判決（H18.11.7判決）を中心として」週刊税務通信 No.2969, 46 頁